

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年11月26日(2015.11.26)

【公表番号】特表2014-530791(P2014-530791A)

【公表日】平成26年11月20日(2014.11.20)

【年通号数】公開・登録公報2014-064

【出願番号】特願2014-537737(P2014-537737)

【国際特許分類】

B 6 0 B 9/06 (2006.01)

B 6 0 B 9/24 (2006.01)

F 1 6 F 9/00 (2006.01)

F 1 6 F 9/56 (2006.01)

【F I】

B 6 0 B 9/06

B 6 0 B 9/24

F 1 6 F 9/00 C

F 1 6 F 9/32 F

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月6日(2015.10.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

頂部外側スロット(66)及び底部外側スロット(66)を備え、内腔を取り囲む外側長手要素(54)と、

頂部内側スロット(64)及び底部内側スロット(64)を備え、前記内腔にて摺動自在な内側長手要素(52)と、

前記頂部外側スロット(66)及び頂部内側スロット(64)に提供される頂部摺動ピン(62)と、

前記底部外側スロット(66)及び底部内側スロット(64)に提供される底部摺動ピン(62)と、

前記頂部摺動ピン(62)と上端で接続され、前記底部摺動ピン(62)と下端で接続されるバネ要素(50)と

を備える少なくとも1つの支持部材(40、740)を伴う懸架システムを備える中央集結ユニットであって、

前記スロット(64、66)は、前記外側長手要素(54)と前記内側長手要素(52)との間の相対的中央位置において、前記頂部摺動ピン(62)及び前記底部摺動ピン(62)が前記バネ要素(50)により最大距離まで押されるような大きさに形成され、配置され、

前記外側長手要素(54)と前記内側長手要素(52)との間の任意の相対的非中央位置において、前記頂部摺動ピン(62)及び前記底部摺動ピン(62)が前記最大距離より短い距離まで互いに近づくよう強制され、これらの間のバネ要素(50)が圧縮される、当該中央集結ユニット。

【請求項2】

前記内側長手要素の摺動自在な動きの間、

前記頂部摺動ピンは、前記頂部外側及び内側スロットを通過し、
前記底部摺動ピンは、前記底部外側及び内側スロットを通過する、請求項1に記載の中央集結ユニット。

【請求項3】

前記頂部摺動ピン及び前記底部摺動ピンが前記最大距離にある場合、前記バネ要素(50)は、力が加わっていないときの前記バネ要素の長さよりも短い名目長さにある、請求項1又は2に記載の中央集結ユニット。

【請求項4】

前記内側及び外側長手要素は、所定のしきい値を超える延長力又は圧縮力がかかるとき、前記頂部及び底部摺動ピンは互いの方向に移動し、前記バネ要素を圧縮するように構成される、請求項1から3のいずれか一項に記載の中央集結ユニット。

【請求項5】

中央部材(38)を備え、
前期中央部材(38)は、その第1の部分で第1の支持部材(40)に接続され、その均一にされた第2の部分で前記第1の支持部材(40)と実質的に同一な第2の支持部材(40)に接続する、請求項1から4のいずれか一項に記載の中央集結ユニット。

【請求項6】

前記中央部材(38)に、所定のしきい値よりも大きい大きさの負荷を加えると、前記第1の支持部材(40)が引き延ばされ、前記第2の支持部材(40)が圧縮され、前記第1の支持部材(40)の第1のバネ要素(50)と前記第2の支持部材の第2のバネ要素(50)の両方が、前記中央部材に加えられた大きさの負荷に抵抗する累積圧縮力で圧縮される、請求項5に記載の中央集結ユニット。

【請求項7】

前記中央部材は、所定のしきい値よりも小さい大きさの負荷を加えられると、前記第1及び第2の支持部材が、前記中央部材と前記第1及び第2支持部材との間で一定の距離を支持する、請求項5に記載の中央集結ユニット。

【請求項8】

前記懸架システムは、ハブ及びリムを備え且つ車両に接続可能なホイールに提供され、
前記少なくとも1つの支持部材は、前記ハブと前記リムとの間に位置し、前記ハブと前記リムとの間に通常時に一定の距離を提供する、請求項1から7のいずれか一項に記載の中央集結ユニット。

【請求項9】

前記支持部材は、前記しきい値以下の力が加わるときに前記距離を維持し、前記しきい値を超える力が加わるときに前記距離を回復可能に変化させるように構成される、請求項8に記載の中央集結ユニット。

【請求項10】

前記少なくとも1つの支持部材は、非放射状に前記ハブに接続する、請求項8又は9に記載の中央集結ユニット。

【請求項11】

前記ハブは、放射状に配置されるアームを備え、前記少なくとも1つの支持部材は、前記アームの外端部に接続する、請求項10に記載の中央集結ユニット。

【請求項12】

前記少なくとも1つの支持部材は、前記ハブ及び/又は前記リムに回動可能に接続する、請求項8から11のいずれか一項に記載の中央集結ユニット。

【請求項13】

前記バネ要素(50)が圧縮されるに際して少なくとも部分的に運動エネルギーを消散させるように構成された、請求項1から12のいずれか一項に記載の中央集結ユニット。

【請求項14】

前記懸架システムは、ホイールに提供され、
前記所定のしきい値は、前記ホイールにより吸収される最小ショックの大きさに関連す

る、請求項 6 に記載の中央集結ユニット。

【請求項 1 5】

前記懸架システムは、ホイールに提供され、

前記所定のしきい値は、前記ホイールにより吸収される最小振動の大きさに関連する、

請求項 6 に記載の中央集結ユニット。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

この目的及び他の目的は、本開示の態様によるホイール、かつ本開示の態様による中央集結ユニットにより達成される。